

令和6年度 生徒指導訪問実施要項

美濃教育事務所

1 目的

- ・共感的な理解に徹し、自己指導力を育成する組織的な生徒指導及びいじめ等問題行動や不登校の未然防止や早期発見・早期対応に組織的に取り組むことができるよう、「ぎふ、いのちの教育」の視点を取り入れ、授業や学級経営等の実態を踏まえたうえで、生徒指導主事と懇談を行い指導・助言を行う。

2 方法

(1) 訪問方法

- ①管内の全小中学校を3年間で訪問する。原則として、要請訪問や道徳教育計画訪問等に担当が同行して行う。
- ②授業及び、昼休み、清掃活動、帰りの会等の児童生徒の様子を参観し、その後、生徒指導主事と20分間程度懇談を行う。

(2) 訪問日程

- ・日程は半日を原則とし、学校の日課と訪問の日程を考慮して計画する。
- 次のように、各小・中学校の生徒指導主事（生徒指導担当教師）との懇談を位置付ける。
- ※生徒指導担当指導主事は、研究会等への参加はしない。

	A：午前授業公開を実施する場合	B：午後から授業公開を実施する場合
日程	<ul style="list-style-type: none"> ■一般公開授業を参観する。 ■一般公開授業終了後に、生徒指導主事との懇談を位置付ける。（20分間程度） 	<ul style="list-style-type: none"> ■昼休み、清掃活動、特別公開授業中の自習の様子、帰りの会のいずれかにおいて全校児童生徒の様子を参観する。 ■要請訪問・道徳計画訪問等の特別公開授業を参観する。 ■特別公開授業終了後に、生徒指導主事との懇談を位置付ける。（20分間程度）

(3) 懇談内容

- ・美濃教育事務所の経営方針「ぎふ、いのちの教育」の推進に関わる「幼児児童生徒の笑顔と安心を守るための居場所づくり・絆づくり」及び「幼児児童生徒のかけがえない生命を守るための学校の体制づくり」の各項目について懇談を行う。

<お話しいただく具体的な内容>

- 魅力ある学校づくりの推進について
- いじめや問題行動の未然防止のための取組について
- 不登校児童生徒への支援と未然防止の体制づくりについて
- 子どものSOSを見逃さない体制づくりについて

(4) 準備いただく資料（改めての作成は不要）

- ・いじめ未然防止・不登校児童生徒支援にかかわる取組が分かるもの（4月当初の職員会の生徒指導提案等）
- ・SOSの出し方に関する教育にかかわる資料（授業案、配布資料等）

⑥ 生徒指導訪問

3 訪問該年度

- ・3年間で管内のすべての小・中学校を訪問する。(別紙)「令和5年度～令和7年度 生徒指導訪問・道徳教育計画訪問 一覧表」を参照すること。

4 訪問の内容及び観点

		内 容	観 点
参 観	授 業	<ul style="list-style-type: none"> ○授業における生徒指導について ○規範意識を育成するための全校体制での指導について 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己存在感の感受、共感的な人間関係、自己決定の場に留意する等、授業の中での生徒指導の機能について ・基本的な学習姿勢や学習規律の定着に向けての全校的な共通指導や見届けについて
	環 境	<ul style="list-style-type: none"> ○安全・安心な風土を醸成する学級経営について 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人のよさや頑張りや位置付く学級経営について ・教師と児童生徒、児童生徒相互の共感的な人間関係について ・校舎や教室、廊下等の美化、整備について
生徒指導主事との懇談		<ul style="list-style-type: none"> ○個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える全校での共通理解・共通行動について ○全校体制による生徒指導の推進、いじめ・問題行動、不登校等への対応について 	<ul style="list-style-type: none"> ・お互いを認め合ったり自身の成長を確認したりする学校独自の活動等について ・「あったかい言葉かけ運動」等を通じた共感的な人間関係の育成に向けた取組について ・いじめや問題行動の未然防止・早期発見・早期対応と、不登校・別室登校児童生徒への支援について ・「学校いじめ防止基本方針」に基づいた組織対応について
		<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の命を最優先した、生徒指導体制や問題行動等発生時の対応について 	<ul style="list-style-type: none"> ・今日的な生徒指導上の課題に対する理解と日常的な危機管理の在り方について ・事故・虐待等の事案における職員間及び外部機関との連携について ・SOSの出し方に関する教育の実施状況と内容について